

地域特産品開発補助金 Q & A

補助金（対象事業、経費など）について

Q. 「地域特産品」とはどのような商品ですか？

A. 「北竜町で生産する原材料を加工した商品」又は「町内で製造・加工する商品で、北竜町の魅力を発信できる商品」です。ただし、飲食店で提供する料理等（店舗で提供するメニュー）は除きます。

Q. 地域特産品は食品のみですか？

A. 地域特産品の条件を満たしている商品であれば、食品以外の商品も対象となります。

Q. 補助金の採択件数は決まっているのでしょうか？

A. 予算の範囲内で交付することとなっており、採択件数は決まっています。

Q. 対象経費について、既存機器の更新は対象外となっていますが、新商品開発に必要な機能を追加するための既存機器の更新も対象外となるのでしょうか？

A. 新商品に必要な機能を追加するための機器の更新は対象となります。

Q. 事業内容の変更又は中止がある場合はどうしたらいいのでしょうか？

A. 補助金採択後に事業内容の変更又は中止がある場合は、速やかにご連絡ください。変更申請書又は中止届の提出が必要となります。

Q. 複数商品の開発を考えています。商品ごとに申請書を提出する必要があるのでしょうか？

A. 補助金の交付は同一事業者につき年度内1回となっています。複数の商品を開発する場合でも申請数は1件となります。

（例）A社 A商品の1件 → 補助対象経費の3/4以内（上限50万円）

B社 B商品とC商品の2件 → 補助対象経費の3/4以内（上限50万円）

（原則、事業については年度内に完了する事）
